

「甲佐町プレミアム付商品券」を販売します

■商品券の発売は7月6日(月)から
甲佐町商工会で開始

町では、新型コロナウイルス感染症拡大による町民の生活支援と地域における低迷した消費経済の活性化を図るため、7月6日(月)より甲佐町商工会にて、町内の事業所や店舗(飲食店含む)で利用できるプレミアム付商品券の販売を行います。

商品券は、たばこやプリペイドカードの購入や公共料金の支払いなどには利用できませんので、ご注意ください。

●一般用プレミアム付商品券

1冊1万円分(500円券×20枚)の商品券を50000円で販売します。

▼購入対象者

6月1日(月)時点で甲佐町の住民基本台帳に記録されている方

※購入対象となる全世帯に、購入引換券を送付します。

※購入引換券の再発行はできませんので大切に保管してください。

▼販売数

9000冊

※優先販売期間(7月6日(月)～7月31日(金))は1世帯2冊まで購入可能

で購入可能

※8月3日(月)以降は販売会場への来場者1人につき1冊まで購入可能

▼商品券の優先販売について

販売窓口の混雑や販売場所周辺の道路混雑並びに新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、各地区ごとに優先販売を次のとおり行います。町から送付された購入引換券を必ず持参してください。

- ・7月6日(月) 宮内地区および甲佐地区(東寒野・西寒野・上豊内・下豊内・岩下一区・岩下二区)
- ・7月7日(火) 甲佐地区(緑町・仁田子・大町・横田・有安)
- ・7月8日(水) 竜野地区
- ・7月9日(木) 白旗地区
- ・7月10日(金) 乙女地区
- ・7月13日(月)～7月31日(金) (土・日曜日および祝日を除く)は、町内全地区が対象です。

※平日の来場が困難な方を対象とした休日販売を7月19日(日)に行います。

▼商品券の一般販売について

8月3日(金)～12月15日(火)(土・日曜日および祝日を除く)は一般販売を行います。甲佐町商工会への来場者1人につき1冊までお買い求めいただけます。(完売次第終了)
※運転免許証・マイナンバーカード・

健康保険証(住所が確認できるもの)をご準備ください。



●飲食店用プレミアム付商品券

1冊50000円分(5000円券×10枚)の商品券を25000円で販売します。

▼購入対象者

・6月1日(月)時点で甲佐町の住民基本台帳に記録されている方
・7月13日(月)時点で町内事業所に勤務している方

▼販売数

2000冊

甲佐町商工会への来場者1人につき1冊までお買い求めいただけます。(完売次第終了)

▼販売期間

7月13日(月)～12月15日(火)

※町民の方は、運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証(本町在住者であることが確認できるもの)をご準備ください。

※町内事業所勤務者は、健康保険証や社員証などの勤務先が町内事業所であることを証明するものがが必要です。
商品券の使用にあたって

・商品券取扱店舗として登録された町内の事業所や店舗で利用できます。(6月24日時点において一般56件、飲食店18件が登録済み)
・ご利用期間は7月13日(月)～令和3年1月12日(火)です。

・商品券からのつり銭は出ません。
・転売および譲渡はできません。

▼お問い合わせ先

・商品券の購入に関すること
甲佐町商工会

☎096-234-0272

・購入引換券に関すること

町地域振興課

☎096-234-1154

後期高齢者医療制度の 被保険者証の変更や保険料などについて

■8月1日(土)から被保険者証 などが変わります

現在お持ちの「後期高齢者医療被保険者証」(オレンジ色)の有効期限は、7月31日(金)です。

8月1日(土)から使用できる新しい被保険者証(水色)を、7月中に簡易書留にて郵送します。

現在の被保険者証は、8月1日(土)以降に処分していただくか、町住民生活課まで返却してください。

現在お持ちの「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「限度額適用認定証」も、7月31日(金)に有効期限を迎えます。

8月1日(土)以降も引き続き該当される人には、被保険者証に同封してお送りします。

■令和2年度の保険料額が決定

令和2年度の後期高齢者医療保険料は、前年の所得を基に、4月1日時点の世帯構成により賦課されます。保険料額は、均等割額(5万6000円)と所得割額(基礎控除後の所得額の9・95%)を合計した金額で、年額64万円が上限額です。

■保険料の軽減について

所得の低い人については、保険料の均等割額が軽減される場合があります。

世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額が次の要件を満たす場合は、各割合の均等割の軽減を受けることができます。

- ・ 33万円以下
- ・ 7・75割軽減
- ・ 33万円以下で世帯の被保険者全員の各種所得がない
- ・ 7割軽減
- ・ 33万円+28万5000円×(被保険者数)以下
- ・ 5割軽減
- ・ 33万円+52万円×(被保険者数)以下
- ・ 2割軽減

また、後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険などの被扶養者だった人は、均等割額が5割軽減され、所得割額はかかりません。

■決定通知書の送付について

7月中旬に、被保険者の皆さんに「令和2年度後期高齢者医療保険料決定通知書」を送付します。1人ひとりの保険料額やその計算方法、徴収方法を記載しておりますので、必ずご確認ください。

決定通知書でお知らせした保険料の徴収は7月から始まります。徴収方法は個人によって異なりますが、特別徴収(年金からの差し引き)または、普通徴収(納付書での支払い、または口座振替)のどちらかになります。

決定通知書に徴収方法を記載しておりますので、期日までの納付をお願いします。納付書での支払いの方は、納め忘れない口座振替のご利用をお願いします。

▼お問い合わせ先

町住民生活課

☎096・234・1113

■医療費の自己負担限度額(月額)

負担割合	所得区分	自己負担限度額		入院時の食事代
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
3割	現役並み所得者Ⅲ (住民税課税所得690万以上の方)	25万2,600円+(総医療費-84万2,000円)×1割 <4回目以降 14万100円>※1		460円 指定難病患者の方などは 260円の場合もあります
	現役並み所得者Ⅱ (住民税課税所得380万以上の方)	16万7,400円+(総医療費-55万8,000円)×1割 <4回目以降 9万3,000円>※1		
	現役並み所得者Ⅰ (住民税課税所得145万以上の方)	8万100円+(総医療費-26万7,000円)×1割 <4回目以降 4万4,400円>※1		
1割	一般	1万8,000円 (年間上限14万4,000円)	5万7,600円 4回目以降4万4,400円※1	過去12カ月で90日までの入院 210円
	区分Ⅱ※2	8,000円	2万4,600円	過去12カ月で91日目からの入院 160円※4
	区分Ⅰ※3	8,000円	1万5,000円	100円

- ※1 過去12カ月以内に外来+入院の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は<>内の金額となります。
- ※2 区分Ⅱとは、世帯の全員が住民税非課税の方(区分Ⅰ以外の方)
- ※3 区分Ⅰとは、世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除〔(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方〕
- ※4 過去12カ月以内の入院日数が90日を超えた場合は、長期入院の申請により食事代が160円になります。